

平成 30 年 6 月 8 日
環 境 水 道 委 員 会
環 境 局

北九州市エコタウンセンター条例等の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成 28 年 2 月策定）の基本方針に沿って昨年 12 月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用料等の引上げ

下表のように施設使用料を改定する。

施設名	中分類	改定率
エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム	環境・産業学習	1.5 倍

(2) 年間定期券の導入

響灘ビオトープは、利用頻度が高い方に配慮し、年間定期券を導入する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料等については、なお従前の例による。

5 その他

高齢者減免見直しについては、使用料改定の施行期日に合わせて行う予定。

【議案対象外：減免の見直しは条例改正を伴わないため】

環境局所管分施設の使用料等の改定内容

資料1

6 環境・産業学習施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
エコタウンセンター、 響灘ビオトープ、 環境ミュージアム	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 響灘ビオトープは年間定期券を新設
【北九州市エコタウンセンター条例】 【北九州市響灘ビオトープ条例】 【北九州市環境ミュージアム条例】	貸出単位等	改定なし

環境局所管分施設の使用料改定（案）

資料 2

■エコタウンセンター

区分		現行使用料	改定案	備考
事務室		1平方メートルにつき月額2,000円	1平方メートルにつき月額2,000円	
セミナールーム		1時間又はその端数ごとに1,300円～2,600円	1時間又はその端数ごとに 1,950円～3,900円	
実験室		1時間又はその端数ごとに1,000円	1時間又はその端数ごとに 1,500円	
実験槽		1区画につき月額60,000円	1区画につき月額 90,000円	
休憩室		1時間又はその端数ごとに180円	1時間又はその端数ごとに 270円	

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■響灘ビオトープ

区分			現行使用料		改定案		備考
ビオトープ園	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	100円	50円	150円	70円	
		団体(30人以上)	80円	40円	120円	60円	
	年間定期券	1人1年			600円	280円	
講義室			1時間又はその端数ごとに1,600円		1時間又はその端数ごとに 2,400円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■環境ミュージアム

区分			現行使用料		改定案		備考
展示室	観覧料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	100円	50円	150円	70円	
		団体(30人以上)	80円	40円	120円	60円	
多目的ホール		全部を利用する場合	1時間又はその端数ごとに1,210円		1時間又はその端数ごとに 1,810円		
		2分の1を利用する場合	1時間又はその端数ごとに600円		1時間又はその端数ごとに 900円		
実習室			1時間又はその端数ごとに490円		1時間又はその端数ごとに 730円		
ドームシアター			1時間又はその端数ごとに920円		1時間又はその端数ごとに 1,380円		
体験型環境学習事業	一般	1人1回	2,000円		3,000円		
	高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する		1,000円		1,500円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

【参考】議案対象外

(高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため)

高齢者減免見直し対象施設（環境局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免となるなど、無料となっている下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
響灘ビオトープ	入園料	150	40	
環境ミュージアム	観覧料	150	40	

※ 環境ミュージアムについて、現在、利用料金制度により無料